

第4次伊万里市障害者計画

第6期伊万里市障害福祉計画

第2期伊万里市障害児福祉計画



令和3年3月

伊万里市

はじめに

伊万里市では、平成19年3月にはじめての市町村障害者計画となる「伊万里市障害者計画」を策定し、これまで一貫して「支えあい 自分らしく生きるまち 伊万里」を基本理念に掲げ、障害福祉サービスの円滑な実施を定める「障害福祉計画」に沿って障害福祉施策を推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、急速な高度情報化社会の進展、大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の発生など、私たちを取り巻く社会環境は絶えず変化してきました。その一方で、障害福祉に関するさまざまな法整備や制度改正などにより、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための支援が充実する一方で、医療的ケア児への支援や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、新たに対応を要する課題も浮き彫りになってきました。

こうした背景のもと、「第6次伊万里市総合計画」では「時代に柔軟に適應し みんなで支え育てるまちづくり」を基本理念とし、市民どうしの助け合いや協働をより一層推進することとしています。とりわけ障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、これからは障害福祉分野だけでなく、保健や医療、保育、教育、就労支援、防災など、さまざまな関係機関がこれまで以上に連携を図り、その生活を支援していく必要があります。

このたび策定しました「第4次伊万里市障害者計画」では、今後の障害福祉施策の基本的な方向性を、「第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画」では、今後見込まれる障害福祉サービスの実施や提供体制の確保のための方策を定めています。

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する「支えあい 自分らしく生きるまち 伊万里」の実現に向け、皆さまのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました「伊万里市障害者計画等策定委員会」の滝口真委員長をはじめとする委員の皆さまと、福祉に関するアンケートにご協力いただいた市民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

伊万里市長 深浦 弘信

目 次

第4次伊万里市障害者計画

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画の策定体制等	6
第2章	伊万里市の現況	
1.	人口・世帯数の推移	10
2.	身体障害者の状況	12
3.	知的障害者の状況	14
4.	精神障害者の状況	15
5.	難病患者の状況	17
第3章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	19
2.	基本目標	20
3.	計画の体系	22
第4章	基本施策	
1.	啓発・広報	24
2.	生活支援	27
3.	生活環境	30
4.	教育・育成	34
5.	雇用・就業	38
6.	保健・医療	41
7.	情報アクセシビリティ・意思疎通支援	44

第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
3. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
2. 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第3章 障害福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

1. 障害福祉サービス（訪問系サービス）・・・・・・ 60
2. 障害福祉サービス（日中活動系サービス）・・・・ 62
3. 障害福祉サービス（居住系サービス）・・・・・・ 65
4. 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
5. 障害児通所支援及び障害児相談支援・・・・・・ 69
6. 地域生活支援事業（必須事業）・・・・・・ 71
7. 地域生活支援事業（任意事業）・・・・・・ 77

第4章 計画の推進体制

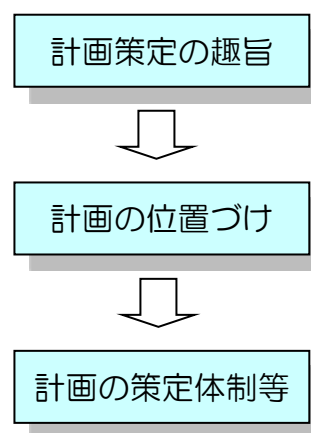
1. 庁内外における連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第4次伊万里市障害者計画

第1章 計画の策定にあたって

◆この章は次のような流れで記述しています。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

伊万里市では、障害福祉施策の総合的な推進を図るため、昭和57（1982）年12月に「伊万里市障害者対策長期行動計画」を策定して以来、平成8（1996）年3月に「伊万里市障害者長期行動計画～人にやさしい思いやりプラン～」を、平成19（2007）年3月には「伊万里市障害者計画」を策定し、ノーマライゼーション*の理念を踏まえて、さまざまな事業を推進してきました。

この間、社会情勢の変化に伴うライフスタイルや市民ニーズの多様化などを背景に、国においては社会福祉基礎構造改革*の流れを受け、平成15（2003）年4月に障害福祉サービスの一部が、それまでの措置制度*から本人の選択による利用を基本とする支援費制度*へと移行し、さらには平成18（2006）年4月からの「障害者自立支援法」*の施行により、福祉施策や事業体系が抜本的に見直されました。

その後、平成25（2013）年4月には、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく個人的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを理念とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」*が施行され、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援することが市町村の責務とされました。

こうした背景のもと、本計画は伊万里市における障害福祉施策の基本的方向と具体的方策を計画的に推進していくため、平成26（2014）年度に策定した「第3次伊万里市障害者計画」を見直すものです。

語句の説明

※ P2 ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で生活していくことができる社会こそが通常の社会であるとし、その実現に向け社会条件を整えていこうとする考え方。

※ P2 社会福祉基礎構造改革

昭和26（1951）年の制定以来、大きな改正が行われなかった社会福祉事業法が、平成10（1998）年からの中央社会福祉審議会での論議を経て、関連法と合わせて改正された一連の改革であり、従来の措置と呼ばれる国や地方公共団体の行政処分だった社会福祉から、個人が主体となって社会福祉サービスを利用する制度への転換が図られた。

※ P2 措置制度

措置権者（都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村）が、対象者の意向やニーズを基にサービス提供を決定する制度。

※ P2 支援費制度

利用者本人が自分でサービスを選択・決定し、直接、事業者や施設と対等な立場で契約を結びサービスを利用する制度。平成15（2003）年4月から始まった。

※ P2 障害者自立支援法

障害者基本法の理念を基に、障害の種類によって差があったサービスの一元化や就労支援の強化により、障害のある人が地域で自立して生活できる社会の実現をめざして成立した法律。平成18（2006）年4月施行。

※ P2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者自立支援法を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして平成25（2013）年4月より施行された。

2. 計画の位置づけ

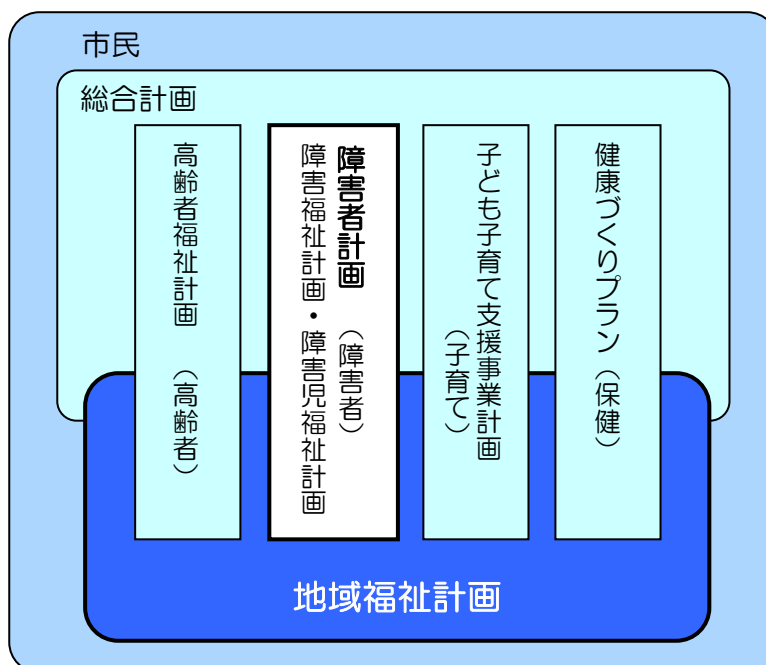
(1) 計画の役割

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国の障害者基本計画及び佐賀県障害者プランを踏まえて策定するものであり、障害福祉施策を円滑に進め、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを進めていく役割を担います。

(2) 計画の性格

本計画は、「伊万里市総合計画」及び「伊万里市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障害福祉サービス等の必要な量やその確保のための方策を定める「伊万里市障害福祉計画・伊万里市障害児福祉計画」と一体となって、伊万里市の障害福祉施策を推進していくものです。

他の計画との関係



(3) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間とします。

また、計画の内容については、計画期間中の社会情勢の変化や、国の障害保健福祉施策の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



(4) 本計画における「障害のある人」の定義

本計画では、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者及び児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を「障害のある人」と定義しています。

3. 計画の策定体制等

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者や障害者団体、福祉関係団体、市民代表など15人の委員で構成する「伊万里市障害者計画等策定委員会」を設置し、事務局が示す計画案をもとに協議を行い、計画案を作成しました。

案を作成する過程では、できるだけ多くの人の意見を反映するため、障害者手帳をお持ちの人や障害のある児童を養育する保護者、指定難病患者の人を対象としたアンケートを実施し、生活の状況や障害福祉に関する意見等を聴取しています。

さらに、庁内のさまざまな関係部署と情報を共有し、連携しながら計画策定を進めました。

	開催日	審議内容
第1回	令和2年 8月26日	(1) 障害者計画・障害福祉計画について (2) 第3次障害者計画・第5期障害福祉計画の期間における概況 (3) 第4次障害者計画・第6期障害福祉計画の骨子案
第2回	令和2年 12月22日	(1) 計画のたたき台にかかる意見交換 (2) 今後の進め方について
第3回	令和3年 3月2日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 計画案にかかる意見交換 (3) 今後のスケジュールについて

(2)障害福祉に関する市民アンケートの実施**① 調査の目的**

市内にお住いの障害者手帳をお持ちの人や障害のある児童を養育する保護者、指定難病患者の人に、現在の生活状況や意見等をお聞きすることで、「第4次伊万里市障害者計画」及び「第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画」の策定にあたっての基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 対象者

- ア) 18歳以上の障害者手帳をお持ちの人のうち、無作為に抽出した759人
- イ) 18歳未満の障害のある児童を養育する保護者のうち、無作為に抽出した41人
- ウ) 調査期間中に、手続き等で伊万里保健福祉事務所を来訪された指定難病患者の人23人

③ 調査期間

令和2年7月6日～8月20日（但し、②のウは9月30日まで）

④ 回答状況

配布数	有効回答数	回答率
823	426	51.76%

(3)市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施

計画原案の策定にあたり、市民意見提出手続制度により、市民の皆さまから広く意見を募集しました。

① 意見募集期間

令和3年2月1日～24日

② 閲覧に供した計画案

第4次伊万里市障害者計画（案）

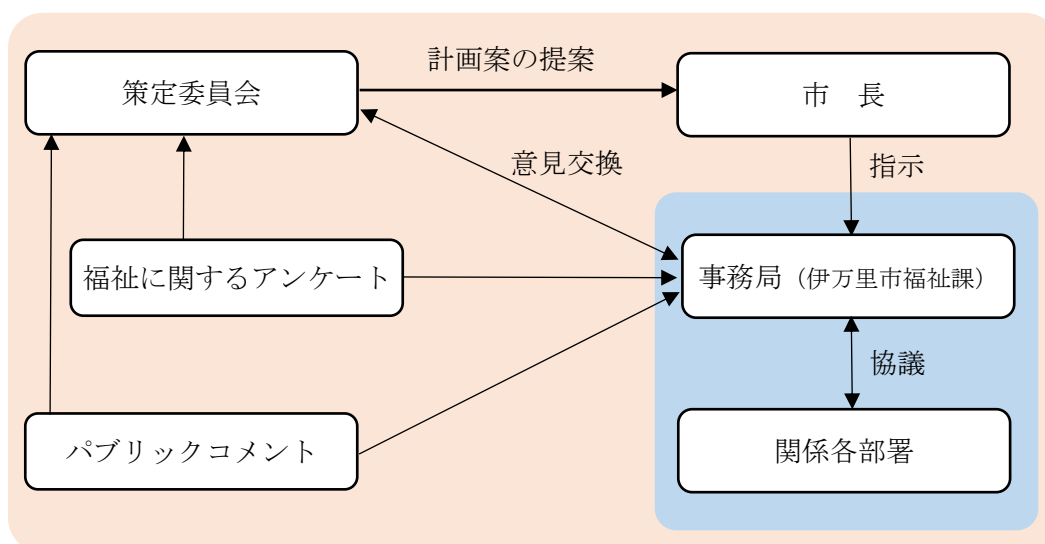
第6期伊万里市障害福祉計画（案）

第2期伊万里市障害児福祉計画（案）

(4) 計画の進行管理

計画の進捗状況については、年度毎に進行管理と点検を行い、必要に応じて内容の見直し等を行うこととします。

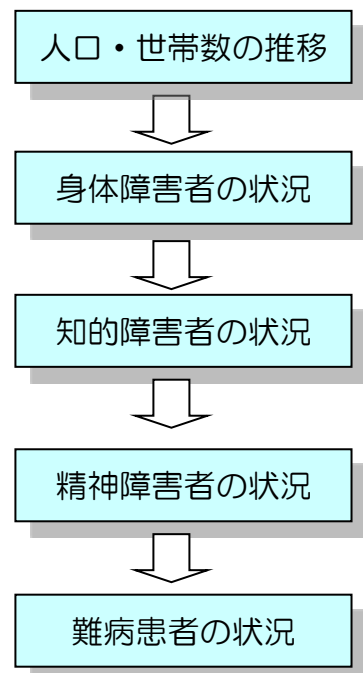
計画策定のイメージ図



策定委員会での協議風景

第2章 伊万里市の現況

◆この章は次のような流れで記述しています。

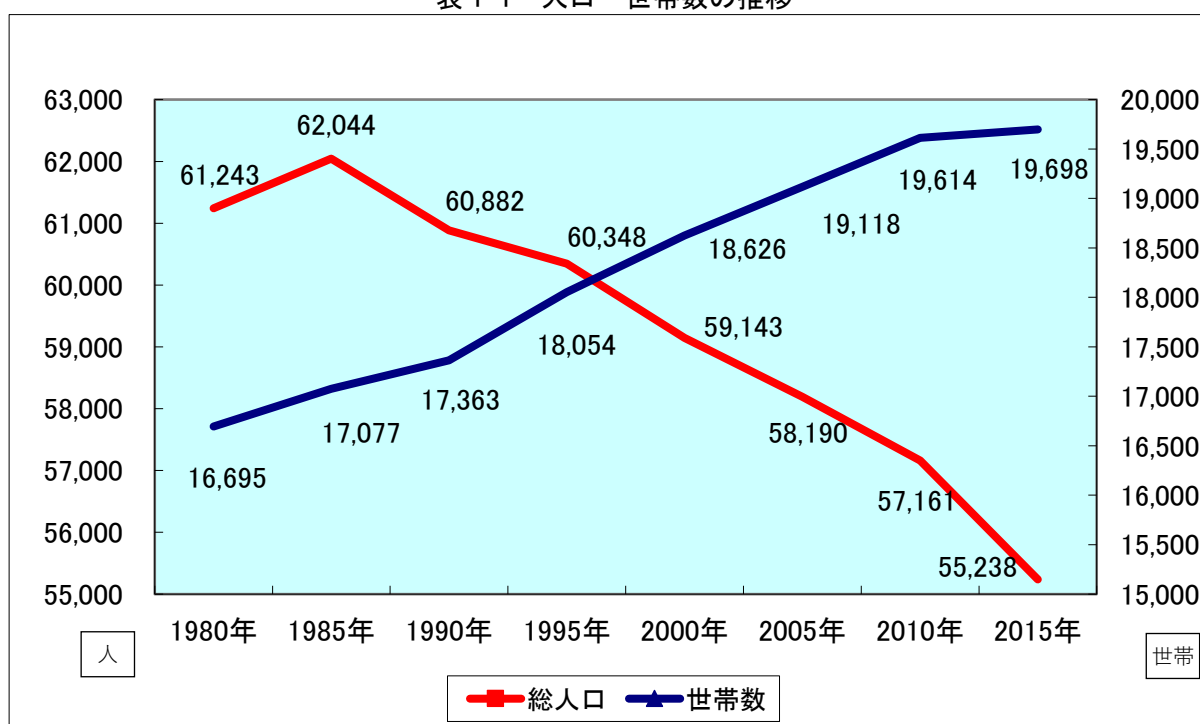


第2章 伊万里市の現況

1. 人口・世帯数の推移

伊万里市における障害福祉を取り巻く現況と課題を把握するため、人口や世帯数など、障害福祉に関連が深いと思われる統計データについてグラフにより示します。

表 1-1 人口・世帯数の推移



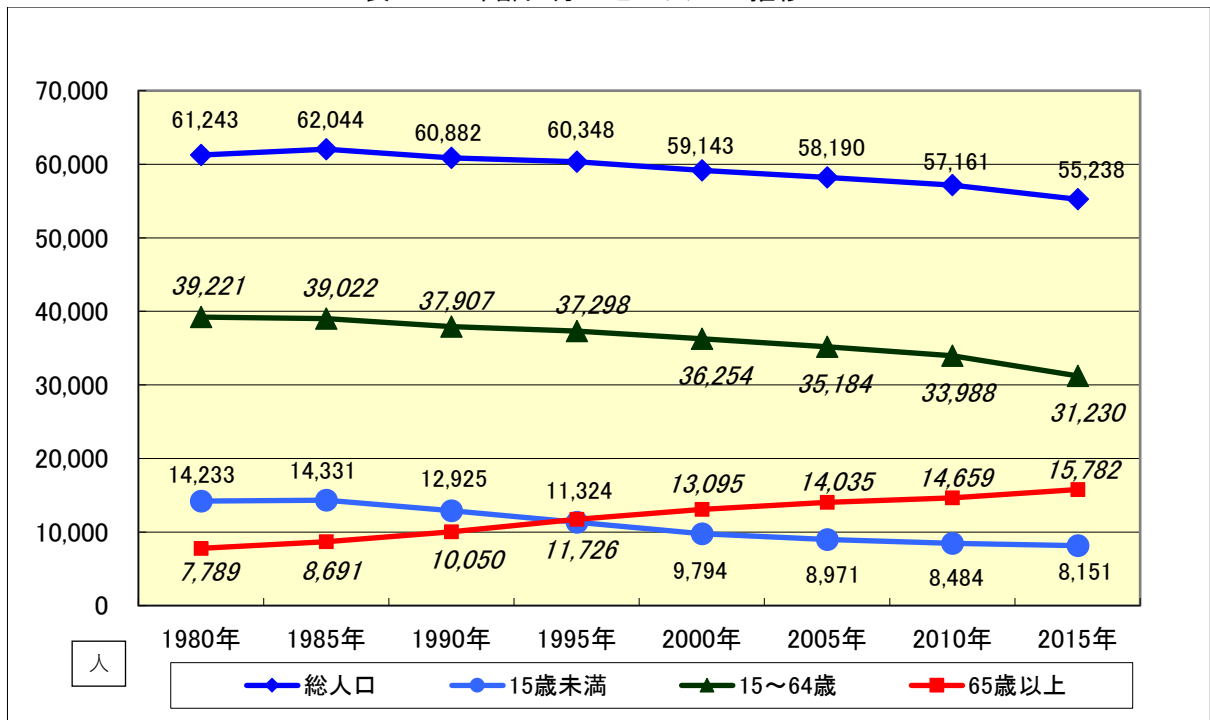
(資料:国勢調査)

わが国の人口は、平成 27 (2015) 年の国勢調査において、調査開始以来、はじめて減少に転じています。

伊万里市の人口と世帯数について、昭和 55 (1980) 年から平成 27 (2015) 年までの 35 年間の推移を見ると、人口は昭和 60 (1985) 年をピークに減少に歯止めがかからない状況にあります。

その一方で、核家族化の進展や単身世帯の増加に伴い、世帯数は一貫して増加傾向にあります。(表 1-1)

表 1-2 年齢区分ごとの人口の推移



(資料:国勢調査)

人口の推移を年齢区分ごとに見ると、65歳以上の高齢人口が一貫して増加を続けており、平成27(2015)年では、総人口に占める65歳以上人口の割合が28.6%となっています。

世界保健機構(WHO)の定義による超高齢化社会の基準である21%を大きく越えており、今後のさらなる高齢化の進展に伴い、福祉や介護サービスのニーズが今後ますます高まっていくことが予想されます。

その一方で、生産年齢人口である15～64歳や15歳未満の若年層は、ともに緩やかな減少傾向にあり、将来にわたる福祉や介護サービスの維持が懸念されます。(表1-2)

2. 身体障害者の状況

身体障害者手帳を所持している人の数は、以前は増加傾向にありましたが、平成 25（2013）年度をピークに減少に転じています。

平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度までの5年間で身体障害者手帳を所持している人は約 7.3%減少しており、特に「視覚障害」の減少率が約 26.1%と顕著になっています。

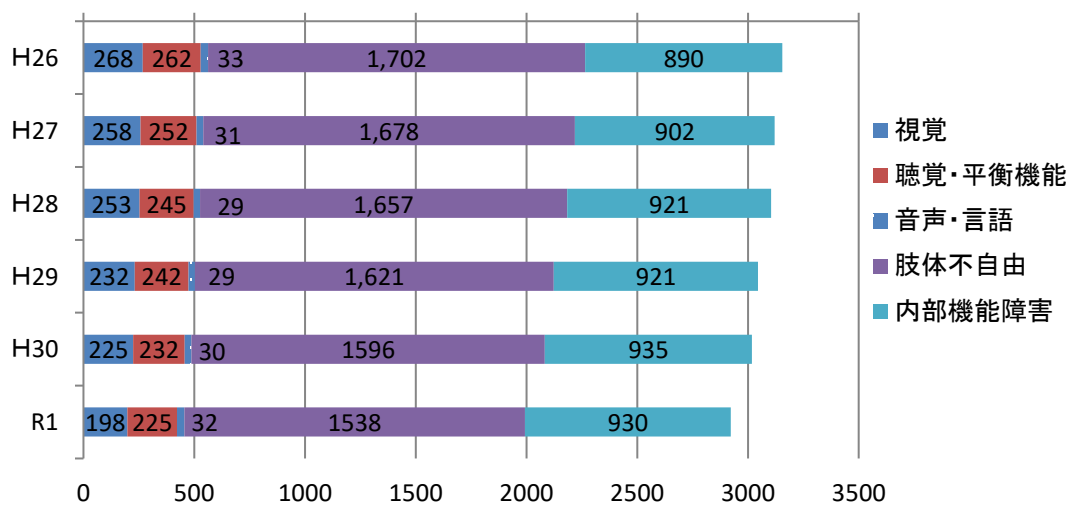
一方で「内部機能障害」は増加しており、平成 26（2014）年度からの5年間の増加率は約 4.5%となっています。（表 2-1）

また、等級別の人数を見ると、1 級が最も多い 889 人で、全体の約 30.4%となっています。また、一般に重度と呼ばれる1 級及び2 級の人 は 1,319 人で、全体の 45.1%を占めています。（表 2-2）

表 2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度 3 月末現在）

種別	H26	H27	H28	H29	H30	R1
視覚	268	258	253	232	225	198
聴覚・平衡機能	262	252	245	242	232	225
音声・言語	33	31	29	29	30	32
肢体不自由	1,702	1,678	1,657	1,621	1,596	1,538
内部機能	890	902	921	921	935	930
合計	3,155	3,121	3,105	3,045	3,018	2,923

（単位：人）

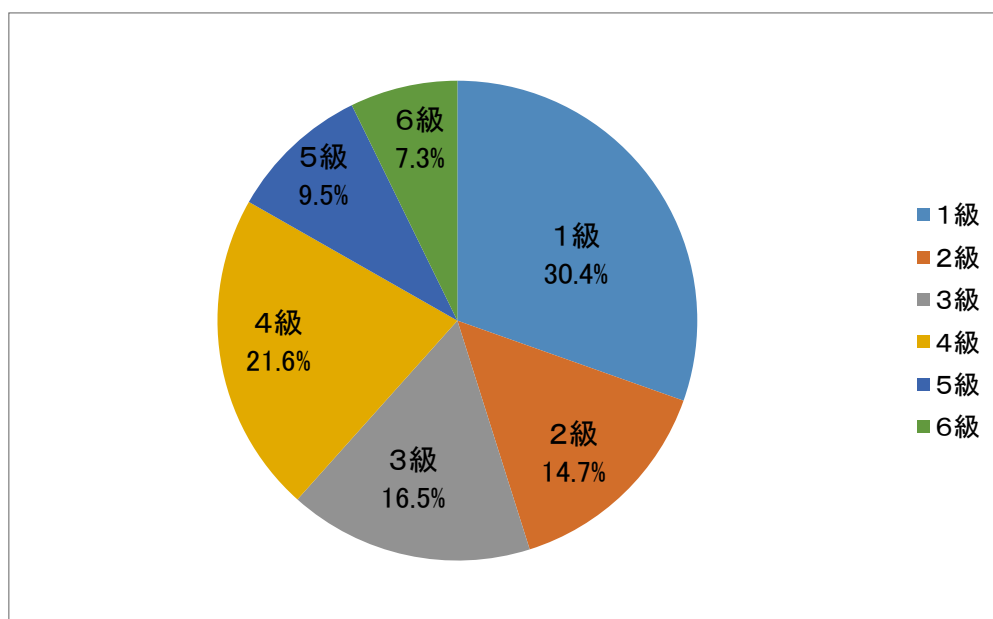


（単位：人）

表 2-2 身体障害者手帳 等級別人数(令和2年3月末現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
手帳所持者数	889	430	482	632	278	212	2,923

(単位:人)



3. 知的障害者の状況

療育手帳を所持している人の数は、平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度までの間、一貫して増加しており、この5年間における増加率は約 10.2%となっています。（表 3-1）

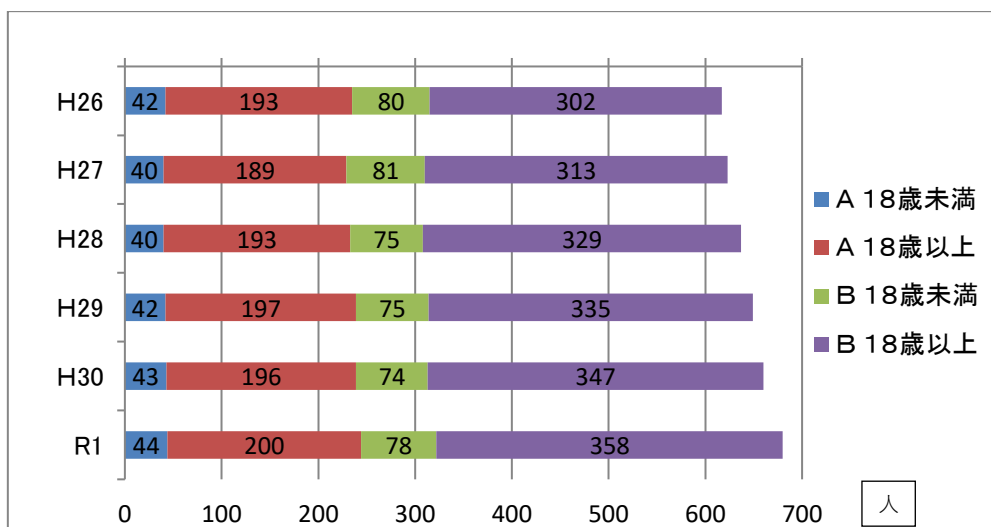
年齢別に見ると、18 歳未満の人数は横ばいであるのに対し、18 歳以上の人数は増加傾向にあります。

また、等級別ではB判定の増加率が大きく、5 年間で約 14.1%の増加となっています。

表 3-1 療育手帳所持者数の推移（各年度3月末現在）

手帳所持者数		H26	H27	H28	H29	H30	R1
A	18歳未満	42	40	40	42	43	44
	18歳以上	193	189	193	197	196	200
	小計	235	229	233	239	239	244
B	18歳未満	80	81	75	75	74	78
	18歳以上	302	313	329	335	347	358
	小計	382	394	404	410	421	436
合計		617	623	637	649	660	680

（単位：人）



4. 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、ここ数年、顕著な伸びを示しており、平成26(2014)年度から令和元(2019)年度までの5年間における増加率は約35.6%となっています。

等級別で見ると、1級は大きな変化はありませんが、3級で約34.2%、2級では約40.3%の増加率となっています。(表4-1)

また、自立支援医療(精神通院)※受給者数も増加傾向にあり、平成26(2014)年度から令和元(2019)年度の5年間で約25.9%増加するなど、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様、今後も増加していく事が予想されます。(表4-2)

なお、自立支援医療(精神通院)の受給者数は精神障害者保健福祉手帳所持者数の約2倍となっており、通院で医療を受けているもの手帳を所持していない人もいる実情にあります。

表4-1 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度3月末現在)

手帳所持者数	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1級	15	19	21	15	14	12
2級	201	217	225	238	252	282
3級	73	78	81	92	91	98
合計	289	314	327	345	357	392

(単位:人)

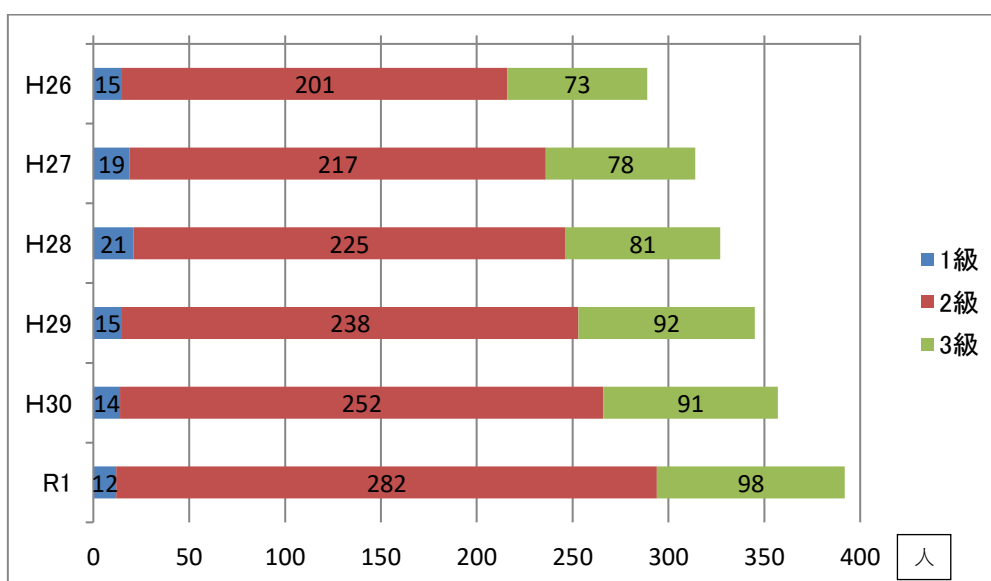
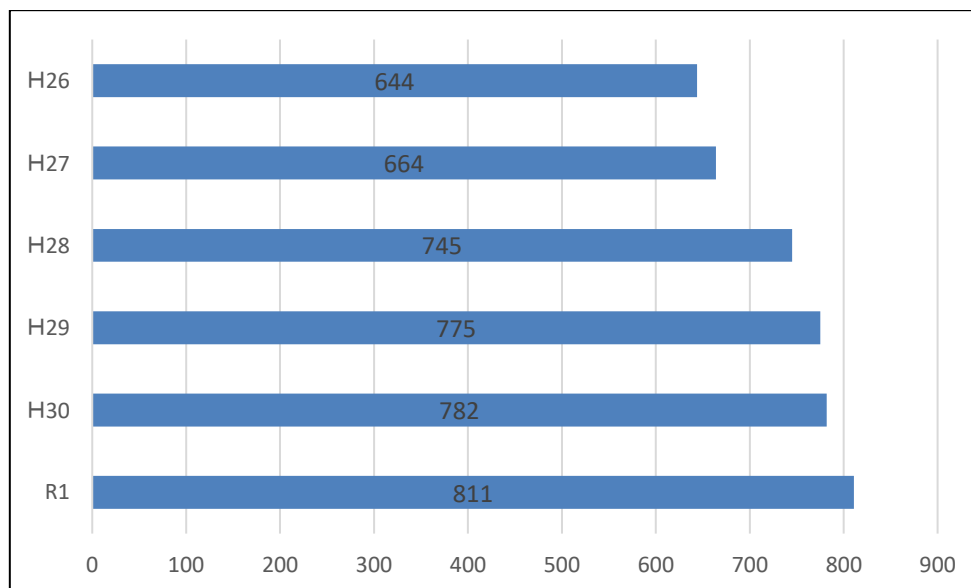


表 4-2 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度3月末現在）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受給者数	644	664	745	775	782	811

(単位：人)



語句の説明

※ P15 自立支援医療（精神通院）

心身の障害に対する医療費の自己負担額を軽減する制度。

更生医療、育成医療、精神通院医療に分けられ、このうち精神通院医療は、うつ病や統合失調症などの疾患を対象とする。

5. 難病患者の状況

平成25（2013）年4月から、難病※患者も障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を受けられるようになりました。令和2（2020）年4月現在、361疾病が対象となっています。

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣が指定する難病については、その治療に係る医療費の一部が助成されます。指定難病※と診断され、症状の程度が一定以上の場合に助成の対象となり、令和元（2019）年度末現在で、460人が受給者証の交付を受けています。（表5）

なお、医療費助成の対象となる指定難病は、令和元（2019）年7月1日より333疾病となっています。

表5 特定医療費受給者証交付人数の推移（各年度3月末現在）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
交付数	505	542	529	446	451	460

（単位：人）

語句の説明

※ P17 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」においては、「発病の機構が明らかでなく、かつ、資料方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。

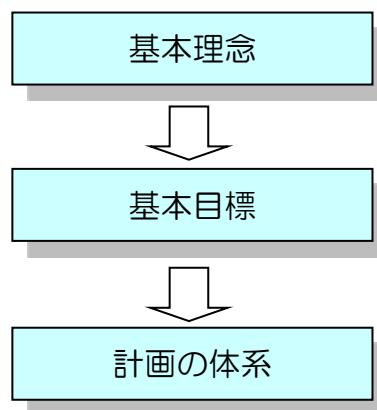
※ P17 指定難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める次の基準に基づき、国が医療費助成の対象とする難病。

- ・患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達していないこと
- ・客観的な診断基準が定まっていること

第3章 計画の基本的な考え方

◆この章は次のような流れで記述しています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

支えあい 自分らしく生きるまち 伊万里

支えあい

国の障害者基本計画（第4次）の基本理念を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、障害のあるなしにかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、支え合うことが必要であるという考えを表しています。

自分らしく

国の障害者基本計画（第4次）の基本理念や基本原則を踏まえ、障害のある人が必要な支援を受けながら、自分の意思決定に基づき自立した生活を送るとともに、能力を最大限に発揮して社会のあらゆる活動に参加することで、自分らしく健やかに暮らしていくという考えを表しています。

生きるまち

国の障害者基本計画（第4次）の基本理念や基本原則を踏まえ、障害のある人の活動を制限したり社会参加を制約する社会的な障壁を取り除くとともに、不当な差別や権利侵害のないまちづくりを目指すという考えを表しています。

2. 基本目標

本計画では、基本理念をもとに次の3つの基本目標を掲げ、取組を進めていきます。

(1) 地域で支えあい、安心して生活できる環境づくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくには、自立した生活を支えるための環境の整備をはじめ、犯罪被害や虐待、さらには近年増加する自然災害などへの対応が必要です。

このため、障害に配慮した施設の普及や虐待の未然防止、権利擁護、災害時の適切な避難支援への備えなどを促進する必要があることから、さまざまな分野の専門機関と連携し、障害のある人が安心して暮らすことのできる環境づくりを図ります。

(2) 障害の特性等に配慮した福祉サービスの充実

障害のある人を取り巻く環境は、障害の種類や程度をはじめ、生活の実態や家庭の状況などさまざまな要因により多様であり、その人の状態に配慮したきめ細かい支援が必要です。

このため、障害のある人が各ライフステージを通じて必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害のある人やその家族等からの相談に対し適切な助言や情報提供を行う相談支援体制を確保するとともに、個々のニーズに応じた適切なサービス提供体制の充実を図ります。

(3) 社会のバリアを取り除き、誰もが参加しやすい地域づくり

障害のある人が、地域の一員としてあらゆる活動に積極的に参加するには、障害のある人の活動や社会参加を制約する社会的な障壁を除去する必要があります。

このため、障害に配慮した施設整備や、点字や音声などによる情報提供面でのバリアフリーを促進するだけでなく、外見からは分かり

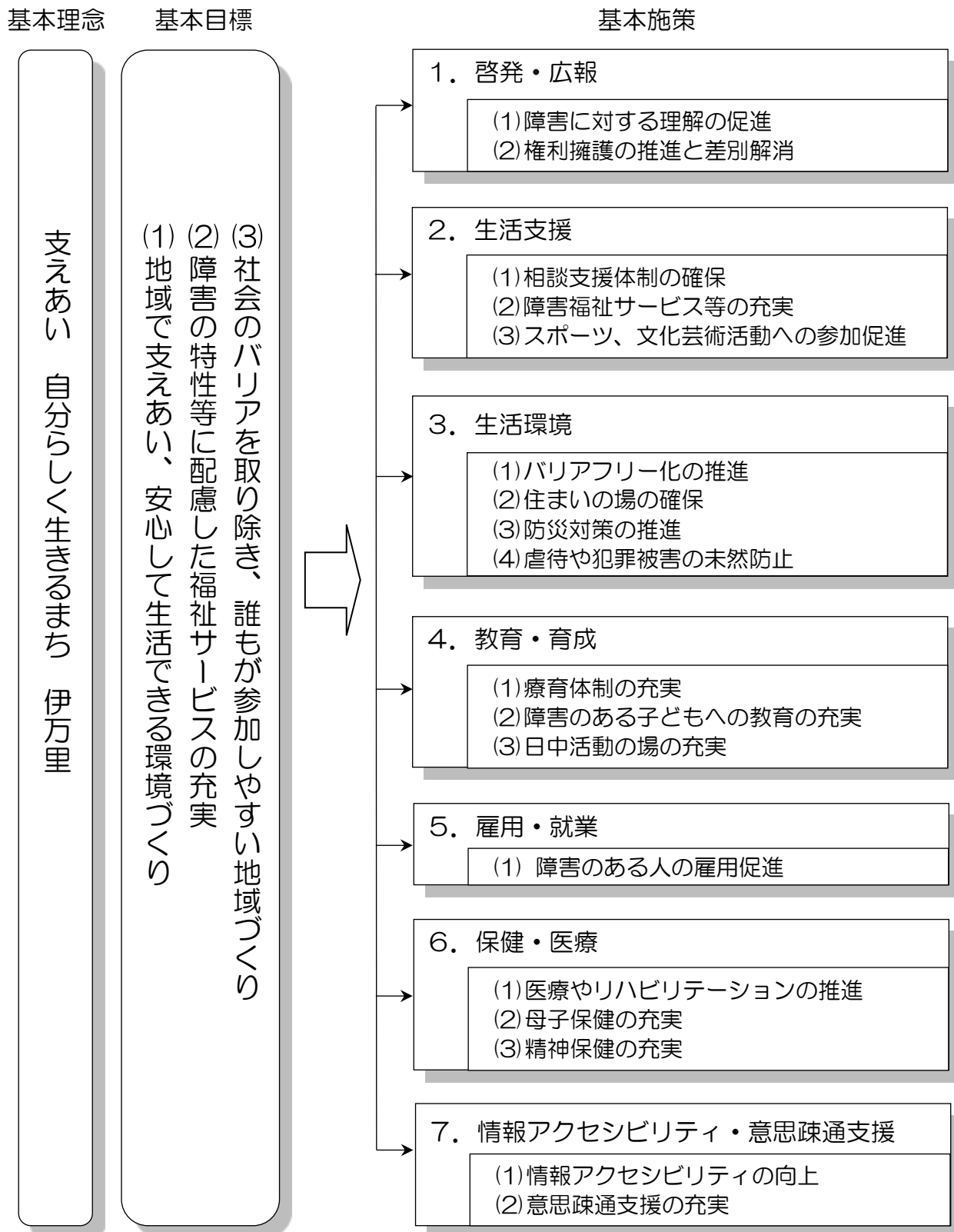
にくい難病や高次脳機能障害、発達障害などへの配慮や、障害のある人への合理的な配慮の提供について、市民一人ひとりが理解を深めることが極めて重要であることから、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深め支え合う、心のバリアフリー※の促進を図ります。

語句の説明

※ P21 心のバリアフリー

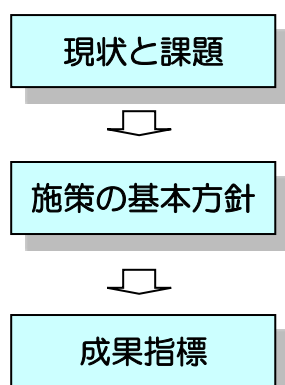
さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うこと。

3. 計画の体系



第4章 基本施策

◆この章は次のような流れで記述しています。



1. 啓発・広報
 - (1) 障害に対する理解の促進
 - (2) 権利擁護の推進と差別解消
2. 生活支援
 - (1) 相談支援体制の確保
 - (2) 障害福祉サービス等の充実
 - (3) スポーツ、文化芸術活動への参加促進
3. 生活環境
 - (1) バリアフリー化の推進
 - (2) 住まいの場の確保
 - (3) 防災対策の推進
 - (4) 虐待や犯罪被害の未然防止
4. 教育・育成
 - (1) 療育体制の充実
 - (2) 障害のある子どもへの教育の充実
 - (3) 日中活動の場の充実
5. 雇用・就業
 - (1) 障害のある人の雇用促進
6. 保健・医療
 - (1) 医療やリハビリテーションの推進
 - (2) 母子保健の充実
 - (3) 精神保健の充実
7. 情報アクセシビリティ・意思疎通支援
 - (1) 情報アクセシビリティの向上
 - (2) 意思疎通支援の充実

第4章 基本施策

1. 啓発・広報

現状と課題

(1) 障害に対する理解の促進

これまで伊万里市では、ノーマライゼーションの理念のもとさまざまな事業を推進してきましたが、全国的には障害に対する偏見や差別的取り扱いが依然として残っているとされています。

市民アンケートにおいても、ノーマライゼーション化の進展について「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合は 3.9%にとどまっており、障害に対する偏見や理解不足を感じる人が多い実態にあることがうかがえます。

しかしながら、思いがけない病気や怪我による障害は誰にでも起こりうることであり、高齢化が進展すれば誰もが心身に障害を負うようになる可能性は高くなります。このため、障害のある人が抱える問題は将来の自分自身の問題として誰もが捉えるよう、障害や障害のある人への理解を促進することが必要です。

とりわけ、精神疾患や内部機能障害、発達障害などは、適切な治療によりその症状の安定化を図ることが可能な場合が多い疾患ですが、外見からは障害のあることが分かりづらく、さまざまな誤解を招きやすいことから、特に留意する必要があります。

また、難病については、平成 25（2013）年 4 月から障害者総合支援法における障害者の範囲に含まれることが規定されましたが、さまざまな症状がある一方で患者数が少ないことから、治療法が確立していないことに加え、難病患者に対する理解も進みづらい実情にあることが課題と言えます。

市民アンケートでは、障害に対する市民理解の進展について、「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合は 7.7%にとどまっています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすには、

市民一人ひとりが障害に対する正しい知識や理解をさらに深めることが求められています。

(2) 権利擁護の推進と差別解消

障害のある人は、契約などの場面で弱い立場に置かれることが多いと言われており、自らの権利を守ることに困難が生じる場合があります。障害のある人の財産や生命を守り、あらゆる権利の侵害を防止することは、本人の生き方を尊重するとともに、自ら選択した主体的な生活を送るための根幹であることから、権利擁護のための取組を推進することが必要です。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、障害を理由とする不当な取り扱いの解消や合理的配慮の提供が推進されていますが、市民アンケートでは、障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあると回答した人の割合は33.2%となっています。

このうち、差別や嫌な思いをした場所として最も多かった回答は「住んでいる地域」という結果だったことから、障害のある人を取り巻く身近な環境において、必ずしも差別解消が浸透しているとは言い切れない現状にあります。

施策の基本方針

広報紙やホームページ、啓発用リーフレット等を活用した広報・啓発を行い、障害に対する正しい理解を促進し、市民一人ひとりの心のバリアフリーの醸成を図ります。特に、外見からは分かりにくい障害への配慮を促進するため、ヘルプマーク^{*}やヘルプカードを活用した周知を図ります。

また、障害のある人の人権や権利を擁護するため、成年後見制度の活用を促進するとともに、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な取り扱いの解消や合理的配慮の提供が推進されるよう、障害者月間や人権週間などの機会を捉えながら、障害者差別解消の啓発に取り組みます。

成果指標

1. 啓発・広報		
(1)障害に対する理解の促進		
指標	実績	目標
「障害に対する市民の理解」への満足度	7.7%	10%
(2)権利擁護の推進と差別解消		
指標	実績	目標
障害を理由とした差別や嫌な思いをしたことがある市民の割合	33.2%	20%
成年後見制度の理解度	18.3%	25%

語句の説明

※ P25 ヘルプマーク

義足や内部障害、難病、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくなるよう、平成24（2012）年に東京都が作成したマーク。平成29（2017）年7月にはJIS規格に追加され、全国的に広がっている。



ヘルプマーク

2. 生活支援

現状と課題

(1) 相談支援体制の確保

国の福祉施策が措置制度から支援費制度へと移行し、さらには自立支援給付へと制度が改正され、選択、契約を基本とした利用者本位の制度へと変わったことに伴い、障害福祉サービス等の選択や手続きに関する相談支援が重要となっています。

各種サービスの利用者増に伴い障害福祉サービス等を提供する事業所も増加していますが、計画相談支援を担う相談支援事業所の数はあまり増えておらず、相談支援専門員の負担が大きくなっています。

また、市民アンケートでは、福祉に関する悩み事を相談する相手として、医療機関関係者や施設等の職員を挙げる回答が36.4%と多かったことから、ケアマネジメント*の手法を用いた相談支援機能の強化が求められています。

(2) 障害福祉サービス等の充実

措置制度下の障害福祉施策においては、障害のある人の多くは、家族に支えられながら在宅で暮らすか、又は入所施設で暮らすか、その選択肢は限られていました。

その後、支援費制度を経て、平成18(2006)年10月に本格施行された障害者自立支援法及び平成25(2013)年4月から施行された障害者総合支援法では、障害のある人が安心して暮らすことができる地域づくりを目指す地域福祉が基本に据えられることとなり、この趣旨に基づき、地域の関係機関が連携して、障害のある人の生活を支えることが求められるようになりました。

伊万里市が属する佐賀県西部障害保健福祉圏域は、県内でも障害福祉サービス等の事業所が不足している地域であり、特に、行動援護などの外出支援や、医療と福祉を同時に必要とする人を受け入れることが可能な事業所の不足が課題となっています。

障害のある人が安心して暮らすことができる地域づくりを図るため、障害福祉サービス等の提供体制の充実と質の向上が重要です。

(3) スポーツ、文化芸術活動への参加促進

障害のある人がスポーツやレクリエーション、文化芸術活動に親しむことは、健康の増進や体力向上、生きがいづくりはもとより、仲間との交流やストレスの解消、大会・イベントへの出場や出展など、社会参加の促進を図る上でも大変重要な機会です。

佐賀県においては「SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」の開催が予定されており、伊万里市においてもフライングディスク競技が行われることから、大会の円滑な運営や選手の移動、宿泊の際の支援等が必要となっています。

施策の基本方針

基幹相談支援事業所を中心に、佐賀県西部障害保健福祉圏域内の相談支援事業所をはじめとする関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、市役所の窓口には精神保健福祉相談員や手話通訳専門員を配置し、心の相談や行政手続き上の支援を行うとともに、行政や事業所の窓口だけでなく身近な地域でも相談できるよう、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき障害者相談員を委任するなど、障害のある人がより相談しやすい環境づくりに努めます。

障害のある人への生活支援については、身体機能を補う補装具や日常生活の支障を少なくする日常生活用具の購入に係る費用を負担するとともに、特別児童扶養手当や特別障害者手当等の各種手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を行うほか、障害のある人が各種サービスを主体的に選択できるよう、障害福祉サービス等の充実と利用促進を図ります。

また、市内における障害福祉サービス等の提供体制がより充実するよう、さまざまな事業所の新規参入の促進に努めます。

このほか、障害のある人のスポーツ、文化芸術活動を通じた社会参加が促進されるよう、各種大会やイベント、作品募集等の周知を図ります。また、「SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」の円滑な運営を支援するとともに、「伊万里ハーフマラソン」での車いすの部の開催や、「ふれあい障害者文化祭」の開催支援等を行います。

成果指標

2. 生活支援		
(1) 相談支援体制の確保		
指標	実績	目標
福祉についての相談体制に係る満足度	14.6%	20%
(2) 障害福祉サービス等の充実		
指標	実績	目標
居宅サービスに係る満足度	10.0%	15%
【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画第3章(P59～81)参照】		
(3) スポーツ、文化芸術活動への参加促進		
指標	実績	目標
スポーツやサークル活動に親しんでいる人の割合	19.3%	25%

語句の説明

※ P27 ケアマネジメント

要援護者の生活全般にわたるニーズを把握し、複数のサービスを適切に結びつけ利用者の生活向上を支援する手法のこと。

3. 生活環境

現状と課題

(1) バリアフリー化の推進

障害のある人が快適な社会生活を送るためには、道路や建物、交通機関などの公共施設が、誰にでも利用しやすいよう整備されている必要があります。これまでの取組により、公共施設のバリアフリー化は以前より進んでおり、市民アンケートによると、外出の際の困り事として、「外出先の建物が不便」と回答した人の割合は12.8%と、前回調査（平成 26（2014）年 7 月実施）と比較して約 1%少なくなっています。

しかしながら、今後は高齢化率がさらに高まる事が予想されることから、これまで以上にバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れていく事も重要です。

(2) 住まいの場の確保

市民アンケートでは、「今後どのような生活をしたいですか」という問いに対し、58.9%の人が「家族と一緒に暮らしたい」と答えており、多くの人が住み慣れた地域での生活を望んでいることがうかがえます。

施設に入所している人や長期入院している人の地域移行を促進するには、障害のある人が生活しやすい住まいの場の確保が必要です。このため、居宅におけるバリアフリー改修などの支援を行うとともに、近年、市内ではグループホームが増加していますが、地域生活のニーズを満たすために十分な数のグループホームの確保に向け、継続して取り組む必要があります。

また、市営住宅については、バリアフリー対応の身体障害者用住宅 2 戸と、障害者優先対応住宅を 15 戸確保しています。空きがない状況が続いていますが、障害者優先対応住宅以外の居室に空きが出た場合には、障害のある人のニーズに合えば入居して

もらえるよう対応しています。

市民アンケートでは、今後の生活に不安なこととして、「住宅・生活の場所」を挙げた人の割合は 7.6%と相対的に低くなっていますが、障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、多様な生活の場を確保することが課題となっています。

(3) 防災対策の推進

近年、集中豪雨や大型台風などによる自然災害が頻発しており、災害発生時の避難行動等に配慮を要する人への支援の重要性が高まっています。特に、日常的に人工呼吸器などの電源を必要とする医療機器を使用している人については、停電時の電源確保が大きな課題となっています。

市民アンケートによると、「災害時に一人で避難することができる」と回答した人の割合は、18歳以上で 46.4%、18歳未満では 8.7%にとどまっていることから、円滑な避難支援を受けられるよう、日頃から家族や地域住民、地区防災組織、利用している施設などの間で、いざという時の支援体制を決めておくとともに、障害のある人自身も災害に備え、自分にできる範囲の対策をとることが大切です。

また、伊万里市は玄海原子力発電所から概ね 30 km圏内のUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に位置していることから、原子力災害にも備えておく必要があります。

(4) 虐待や犯罪被害の未然防止

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」では、国や地方公共団体に対し、障害のある人への虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた人の保護等を行うための体制整備が求められています。

しかしながら、障害のある人への暴力や虐待行為が依然として社会問題となっている中、伊万里市においても、件数は多くないものの虐待が疑われる通報が寄せられるケースが発生しています。

また、悪徳商法による消費者トラブルや詐欺など、判断能力に不安のある人が巻き込まれやすい犯罪被害の未然防止にも引き続き取り組んでいく必要があります。

施策の基本方針

道路や橋梁等の公共施設において、歩道の段差解消や勾配改善、幅員が広い歩道の設置、案内標識の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの物理的なバリアフリー化を推進するとともに、誰もが快適に生活しやすいユニバーサルデザインにも配慮した施設整備に努めます。

また、障害のある人の住まいの場を確保するため、住宅改修制度を周知・活用し、自宅での生活の不便さの解消を図るとともに、グループホーム等の設置を促進するために必要な情報提供等の支援を行うほか、市営住宅においては障害者優先対応住宅を継続して確保します。

災害時の避難支援等については、平常時から円滑な避難支援や安否確認に備えておくため、伊万里市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の整備を進めるとともに、個人情報の取扱いに配慮しながら、伊万里・有田消防本部や佐賀県警察等の避難支援の実施に携わる関係者との情報共有を図ります。

また、誰もが防災情報を容易に入手できるよう、佐賀県防災・安全・安心情報発信システム「防災ネットあんあん」^{*}や防災行政無線等を活用して防災情報を発信するほか、佐賀県原子力防災訓練に合わせ、障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所における屋内退避訓練の実施を促進します。

虐待や犯罪被害の未然防止については、関係機関と連携した啓発に取り組むとともに、虐待が疑われる通報があった場合には伊万里市障害者虐待防止センターが中心となり、地域生活支援拠点等の関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応を図ることとし、犯罪や虐待などの人権侵害の防止に努めます。

また、聴覚や発語などに障害のある人が事故や事件にあった際に緊急通報ができるよう、佐賀県警察の「メール 110 番」、「ファックス 110 番」[※]や、伊万里・有田消防本部の「ファックス 119 番」の周知を図ります。

成果指標

3. 生活環境		
(1) バリアフリー化の推進		
指標	実績	目標
バリアフリー化に対する満足度	10.1%	15%
(2) 住まいの場の確保		
指標	実績	目標
今後の生活について、住宅・生活の場所を不安に思う市民の割合	7.6%	13%
(3) 防災対策の推進		
指標	実績	目標
災害発生時に、特に困ることはないと考えている市民の割合	17.3%	22%
原子力防災訓練の実施要請に対し、訓練を実施した事業所の割合	90.5%	100%
(4) 虐待や犯罪被害の未然防止		
指標	実績	目標
障害者虐待防止センターや地域生活支援拠点での対応件数	1 件	0 件

語句の説明

※ P32 「防災ネットあんあん」

佐賀県が実施する、登録者に災害情報等を携帯電話等にメールで配信するサービス。（登録サイト <http://esam.jp>）

※ P33 「メール 110 番」「ファックス 110 番」「ファックス 119 番」

メールやファックスで、直接 110 番・119 番へ送信することができるサービス。

4. 教育・育成

現状と課題

(1) 療育体制の充実

支援を必要とする子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、社会的に自立するための力を身に付けるためには、できるだけ発達期の早い時期から適切な療育を提供することが重要です。

しかしながら、発達障害については診断を行う医療機関が少ないことから、受診予約から診断までに長い期間を要するケースがあることが課題となっています。

また、障害児通所支援のニーズの高まりに伴い、市内外で児童発達支援や放課後等デイサービスを提供する事業所が増加しており、徐々に療育や訓練を提供する体制が整いつつありますが、重症心身障害児や、日常的に人工呼吸器などの医療機器を必要とする、いわゆる医療的ケア児の受入が可能な事業所が少ないことや、各障害保健福祉圏域に1か所の整備が求められている児童発達支援センターの設置の目途がたっていないことが課題となっています。

(2) 障害のある子どもへの教育の充実

伊万里市では、令和2(2020)年10月1日現在、伊万里特別支援学校へ110名、特別支援学級へ231名(小学校及び義務教育学校前期課程156名、中学校及び義務教育学校後期課程75名)、通級指導教室「ことばの教室」へ44名、「まなびの教室」へ63名の児童・生徒が就学しており、年齢や特性等に応じた特別支援教育を提供しています。

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが適切な教育を受けられるよう、障害の特性や発達段階などに応じた最適な教育の場を確保し、その可能性を最大限に伸ばすことで、自立した生活を送るための能力を育てるとともに、市民一人ひとりが障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めることが必要です。

また、障害のある子どもと障害のない子どもとが、可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育への対応も求められていますが、医療的ケア児については、受け入れに対応するための施設整備や専門職員の配置が進んでいないことが全国的な課題となっています。

(3) 日中活動の場の充実

少子高齢化や核家族化の進展、女性の社会進出などを背景に、近年、家庭での養育力が低下していると言われています。とりわけ、支援が必要な子どもを在宅で養育する家庭では、介護者となる家族に掛かる精神的・肉体的な負担は大きく、障害のある子どもだけでなく、その家族の生活を支えるための支援の必要性も高まっています。

このため、障害のある子どもたちへの適切な療育や日中における活動の場を提供するだけでなく、家族の就労支援や介護者の一時的な休息の場の確保が求められています。

施策の基本方針

支援を必要とする子どもが、保育や療育から就学、就労へと、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関の連携の一層の充実を図ります。特に、日常的に医療的ケアを必要とする子どもについては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携する協議の場を設置し、それぞれの専門的立場からの意見を聞きながら、その支援に取り組みます。

乳幼児期においては、健康診査等を通じて心身の障害の早期発見に努め、速やかな療育への移行を促すとともに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供するほか、子育てに不安や困難を感じている保護者を対象とするペアレントプログラム*講座の開催を支援します。

また、小中学校における特別支援教育*とインクルーシブ教育の

さらなる充実を推進するため、教職員の質の向上を図るとともに、必要に応じて小中学校において特別支援児童生徒支援員を配置するほか、留守家庭児童クラブにおいても支援が必要な子どもを受け入れるための支援員の配置に努めます。

さらに、保護者の就労支援や介護者の一時的な休息等を確保するため、保育所等においても特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するほか、障害者総合支援法に基づき、短期入所や日中一時支援事業を実施し、レスパイトケア^{*}の充実に取り組みます。

成果指標

4. 教育・育成		
(1) 療育体制の充実		
指標	実績	目標
障害の早期発見や療育体制への満足度	9.2%	15%
(2) 障害のある子どもへの教育の充実		
指標	実績	目標
特別支援児童生徒支援員の配置数	40 人	45 人
子どもの進学や就職を不安だと感じている市民の割合	50.0%	45%
(3) 日中活動の場の充実		
指標	実績	目標
市内における障害児通所支援の定員	70 人	80 人
日中一時支援事業の年間延べ利用回数	856 回 (令和元年度)	732 回

語句の説明

※ P35 ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの行動に対する理解の仕方を学ぶことで、楽しく子育てにあたる自信を身につけることを目的とした講座。

※ P35 特別支援教育

障害のある幼児児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

※ P36 レスパイトケア

在宅で介護をしている家族等の負担を軽減するため、一時的に介護を代替する家族支援サービス。

5. 雇用・就業

現状と課題

(1) 障害のある人の雇用促進

障害のある人が、その適性と能力を発揮して就業することは、経済的な自立を促すと同時に、自身の活動の場を広げることに つながり、地域社会で自立した生活を送る上で大変重要なこと です。

市民アンケートによると、今後利用したい福祉サービスとして 「就労継続支援・就労移行支援」を挙げた人の割合は 30.2%と 多かったことから、障害のある人の働く意欲は高いと言え、そうし たニーズに応じるかたちで、就労に向けた訓練等を行う障害福祉 サービス事業所も市内において少しずつ増えています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」 の改正により、民間企業や国、地方公共団体に義務付けられる法定 雇用率が段階的に引き上げられるとともに、精神に障害がある人 も雇用義務の対象に追加されるなどの法整備が図られたほか、 令和 3（2021）年 3 月からは、法定雇用率がさらに 0.1% 引き上げられました。

こうした中、佐賀県内の民間企業においては、障害者雇用率^{*}が 過去最高を更新し続けており、障害者雇用促進法に規定する法定 雇用率を達成している企業の割合は全国でも高い水準にあります。

施策の基本方針

市民アンケートでは「今後の就労や生活活動についてどのようにしたいと思いますか」という問いに対し、「正社員や自営業など常勤で働きたい」と回答する割合が19.0%と相対的に多かったことから、障害者就業・生活支援センターや伊万里公共職業安定所等と連携し、福祉的就労や一般就労に向けた支援を行うほか、職場への定着や就労後の生活など、雇用前後の一貫した支援に取り組みます。

また、職場での適応に困難を抱える人や事業主に対し、きめ細やかな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業^{*}や、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業^{*}の活用を促進し、障害のある人の職場適応を支援します。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達法）」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定するとともに、物品や役務の発注にあたっては優先的に障害者就労施設等から調達するほか、入札において優遇するなど、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。

成果指標

5. 雇用・就業			
(1) 障害のある人の雇用促進			
指標		実績	目標
障害者の就労の場の充実に対する満足度		4.2%	10%
障害者雇用率	市長部局	3.01%	3.1%
	教育委員会	3.61%	3.7%
障害者就労施設等からの物品等の調達目標額の達成度		96.2% (令和元年度)	100%

語句の説明

※ P38 障害者雇用率

常用雇用者数に対する障害のある人の割合。民間企業や行政機関は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、所定の割合以上の身体、知的、精神障害者を雇用することが義務付けられている。

※ P39 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害のある人の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、職場適応を図る事業。

※ P39 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

障害に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、雇用の試行の形で障害のある人の能力の発見や、周りの人に対する教育を行い、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

◆ 令和3（2021）年3月1日以降の障害者雇用率

民間企業	
一般の民間企業	2.3%
特殊法人等	2.6%

国及び地方公共団体等	
国、地方公共団体	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

6.保健・医療

現状と課題

(1) 医療やリハビリテーションの推進

高齢化の進行や医療技術の進展、悪性新生物・循環器疾患等をはじめとする生活習慣病の増加、心身の健康に対する意識の高まりなどを背景に、保健や医療に対するニーズは多様化、高度化しています。

このため、保健や医療の関係機関との連携のもと、健康増進から疾病の予防・早期発見、継続的な治療及び機能回復訓練に至るまで、総合的な取組を推進するとともに、心身の機能低下の軽減や二次障害の予防、心と体の健康増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、障害のある人の自立した生活を支援する取組が求められています。

(2) 母子保健の充実

近年の母子保健を取り巻く環境は、核家族化やひとり親世帯の増加、女性の社会進出などさまざまな要因を背景として、家庭における養育力の低下や子どもへの虐待等が社会問題化しており、求められる支援の内容も高度化し、きめ細やかな対応が必要になっています。

このため、子育てに関する保護者の不安について、家族や地域、職場などの関係者が一体となってその解消に取り組み、安心して子どもを育てられる環境づくりを進める必要があります。

(3) 精神保健の充実

人間関係や仕事、病気、環境の変化など、社会生活上のさまざまなストレスによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加しています。

また、近年は自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の流行など、新たなストレスの発生要因となりうる事態も発生しており、伊万里市においても精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。

精神保健医療福祉については、平成16(2004)年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本方針が示されて以来、受け入れ条件を整えた上で病院からの退院を促進し、地域移行を進めることが求められています。

精神に障害のある人が地域で生活することができる環境を整備するには、退院後に向けた支援を入院中から行うことで、より円滑な地域移行が可能となるため、地域移行支援や地域定着支援等の地域相談支援が重要になっています。

さらに、精神に障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

施策の基本方針

市民の心身の健康づくりを支援するために、健康診査の受診者の増加に努めるとともに、診査結果に基づく事後指導等の保健サービスを充実し、障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療を促進します。

また、障害のある人が安心して医療を受けられるよう、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度などの周知に努め、対象となる医療への確実な適用を図るとともに、指定難病及び特定疾患については、保健福祉事務所と連携し、医療及び福祉サービスの情報提供に努めます。

母子保健については、妊産婦や乳幼児、子どもに対する健康診査や保健指導を適切に実施し、疾病等の早期発見から早期治療、早期

療養へとつなげます。また、母親学級等を通じて母親と子どもの健康の保持増進に努めるとともに、母子保健に関する正しい理解の普及啓発に取り組み、子育て中の母親の不安解消に努めます。

精神保健については、精神障害に対する正しい理解促進や自殺予防などに関する啓発・広報に取り組むとともに、心の健康相談に対応する窓口を設置して、相談支援を行います。

また、病院や施設からの地域移行を推進するため、グループホームの整備促進など地域での受入体制の整備を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関による協議の場の設置に取り組みます。

成果指標

6. 保健・医療		
(1) 医療やリハビリテーションの推進		
指標	実績	目標
今後の生活に関し、「健康」を不安と思う市民の割合	71.3%	65%
(2) 母子保健の充実		
指標	実績	目標
1歳6か月児健診の受診率	100.0% (令和元年度)	100%
3歳8か月健診の受診率	98.8% (令和元年度)	100%
妊婦わくわくクラブの実施 (母親・両親学級)	12回	12回
(3) 精神保健の充実		
指標	実績	目標
心の相談の相談件数	152件	140件
市内における自殺者数(住所地)	10人 (令和元年度)	5人

7. 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

現状と課題

(1) 情報アクセシビリティ[※]の向上

障害者基本法においては、基本的施策のひとつとして「情報の利用におけるバリアフリー化等」が定められています。また、国の障害者基本計画（第4次）においても、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」が、基本的な方向のひとつに位置付けられるなど、ICT（情報通信技術）の進歩を背景に、情報格差解消の推進が求められています。

しかしながら、日常生活の場面においては、視覚障害のある人に対する図表による情報提供や、聴覚障害のある人に対する音声のみによる情報提供、知的障害のある人に対する難解な語句の使用など、情報の受け手側への配慮が十分ではないために、必要な情報が行き渡らないケースは十分に考えられます。

このため、情報を提供する際には、障害の特性等によって情報の受け取りにさまざまな困難があることを広く啓発するとともに、市が情報を発信する際には、誰もが円滑にその情報にアクセスできるよう配慮する必要があります。

(2) 意思疎通支援の充実

障害のあるなしにかかわらず、すべての人が地域で安心して暮らしていくには、あらゆる日常生活の場面において、自分の意思を表示し、周りと円滑なコミュニケーションをとることができる環境にあることが不可欠です。

市民アンケートによると、外出時や災害時の困り事として、「周囲とのコミュニケーションが難しい」ことを挙げる市民の割合が、18歳以上では9.4%、18歳未満では28.6%に及ぶことから、意思疎通支援を行う人材を育成し確保するなど、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションをとることができるよう支援することが必要です。

施策の基本方針

障害のある人が自立した生活を送るために、必要な情報を容易に入手し、コミュニケーションを円滑にとることができるよう、障害の特性等に配慮した情報取得や意思疎通支援の充実を図ります。

市が情報を発信する際には、色覚障害に配慮した色合いの表示等に留意するとともに、動画に文字の表示や手話通訳を付与するなどの配慮を行います。特に、市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報源として、「県や市の広報」を挙げた人の割合が43.7%と多かったことから、点訳・音訳した広報紙を作成するなど、情報がより行き渡りやすくなるよう努めます。

また、市民図書館においては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」※の基本理念に基づき、視覚障害等により書籍の表現を認識することが困難な人が文字・活字情報に親しむことができるよう、大きな活字の本やバリアフリー絵本、朗読CD等を備えるとともに、ボランティア団体による対面朗読サービスの提供を支援します。

意思疎通の支援については、市役所での円滑な行政手続き等を支援するため、福祉課窓口到手話通訳専門員を配置するとともに、筆談や代読、代筆等によるコミュニケーション支援を行います。

また、手話通訳者、要約筆記者の派遣制度の周知と利用促進に努めるほか、市民向けの手話奉仕員養成講座を開催し、人材の育成に努めます。

成果指標

7. 情報アクセシビリティ・意思疎通支援		
(1) 情報アクセシビリティの向上		
指標	実績	目標
福祉サービスに関する情報を知る手段がない市民の割合	5.2%	0%
(2) 意思疎通支援の充実		
指標	実績	目標
手話通訳専門員の配置	1人	1人
手話奉仕員の登録人数	67人 (令和元年度)	70人
手話通訳・要約筆記者の派遣回数	46回 (令和元年度)	50回

語句の説明

※ P44 情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも不自由なく必要とする情報を得て利用できること。

※ P45 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

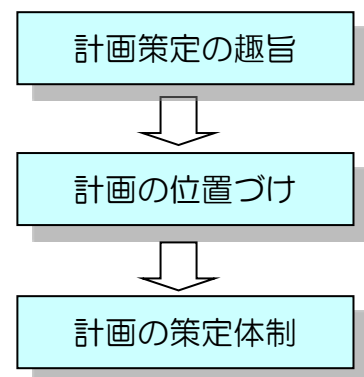
障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。令和元（2019）年6月施行。

第6期伊万里市障害福祉計画

第2期伊万里市障害児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

◆この章は次のような流れで記述しています。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、障害のある人や障害のある児童が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援等の計画的な提供について定める市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

伊万里市では、平成 30（2018）年 3 月に「第 5 期伊万里市障害福祉計画」を障害児福祉計画と一体の計画として策定し、同計画に沿って、障害のある人や障害のある児童の自立と社会参加の促進に向けた施策を総合的に推進してきました。

令和 2（2020）年度をもって第 5 期伊万里市障害福祉計画の計画期間が終了するため、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や伊万里市の現状、課題等を踏まえ、今後の障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の必要な見込量とその提供体制の確保についての方策等を定める「第 6 期伊万里市障害福祉計画・第 2 期伊万里市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の役割

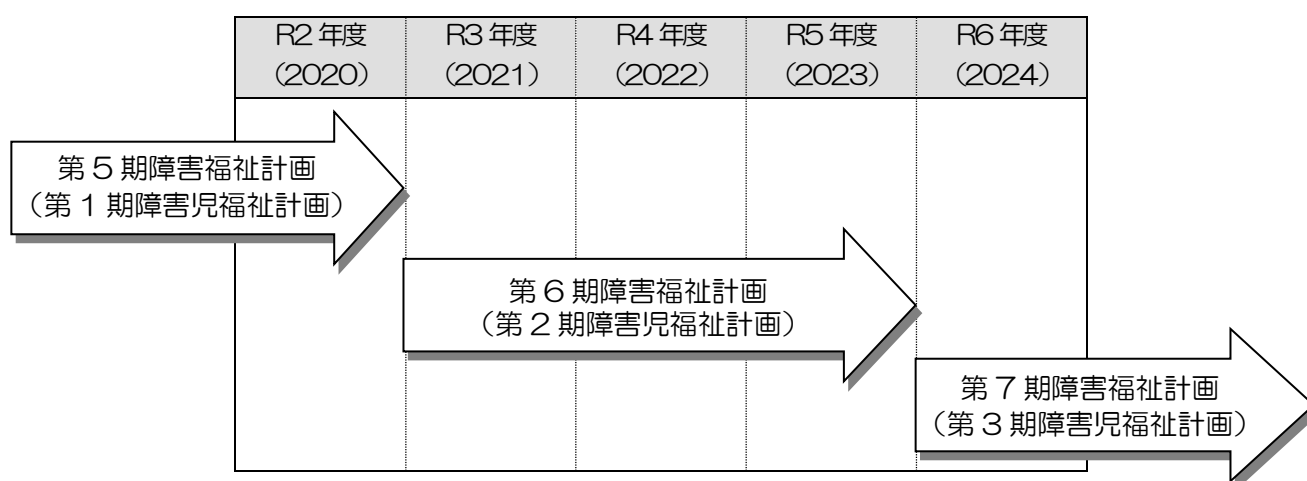
本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画として、障害福祉サービス（訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス）、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の、今後 3 年間における必要な見込量とその確保に関する方策を定めるものです。

(2) 計画の性格

本計画は、伊万里市における障害福祉施策の基本計画となる「第4次伊万里市障害者計画」の実施計画としての性格を持つものであり、国の基本指針及び佐賀県の障害福祉計画、障害児福祉計画をはじめ、「第6次伊万里市総合計画」等の関連計画との整合、調和を図りながら、伊万里市における障害福祉事業の推進を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。



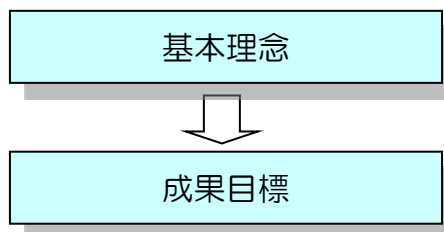
3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第4次伊万里市障害者計画の策定と併せて検討を進めています。(P6～8 参照)

検討の過程では、国の基本指針や第5期伊万里市障害福祉計画の実績等を踏まえ、目標値と障害福祉サービス等の見込量の見直しを中心に、伊万里市障害者計画等策定委員会における協議等を経て策定を進めました。

第2章 計画の基本的な考え方

◆この章は次のような流れで記述しています。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に特に配慮することとしています。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) サービス対象者の拡充と障害種別によらない一元的なサービスの提供

障害福祉サービスの対象を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等であって18歳以上の人並びに障害のある児童とし、障害種別によらず一元的にサービスを利用できるよう、必要な情報提供等を行い、サービスの活用を促進します。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といったニーズに対応したサービス提供体制を整えるとともに、NPO等によるインフォーマルサービス*の提供など、地域の社会資源を最大限に活用して、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

特に、地域生活への移行については、地域生活支援拠点の活用や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等を進めることとし、地域生活を希望する人が安心して生活を継続できるよう支援します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害のあるなしに関わらず、すべての市民が支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、お互いに支えあうことができる地域共生社会の実現に向け、障害の種別や程度を問わず、さまざまな相談を受け付け、対応または専門機関につなぐなどの支援ができるよう、相談支援体制の整備に努めます。

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童の健やかな育成を支援するため、障害児相談支援や障害児通所支援の充実を図るとともに、関係機関が連携し、各ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。特に、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する児童（以下「医療的ケア児」という。）への支援については、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し協議する場を構築します。

また、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン[※]）を推進します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、将来にわたり身近な地域において安定的にサービスを提供していくには、サービスを提供する人材や事業所を確保していく必要があります。このため、障害福祉の現場が働きがいのある魅力ある職場であること等の積極的な周知・広報に、関係機関が協力して取り組んでいくこととします。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人が社会の一員としてあらゆる社会活動へ参加し、その役割を果たすことができるよう支援します。

公共施設のバリアフリー化や社会参加を支援するサービスの一層の充実を図るだけでなく、市民に対する障害や疾病等の特性への

理解促進のほか、公民館行事や子ども会行事などの身近な地域活動に参加しやすくするための工夫や配慮を促す啓発に取り組みます。

また、障害のある人の個性や能力が発揮されるよう、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、芸術文化活動への参加や読書を通じた文字・活字情報の享受を促進します。

語句の説明

※ P51 インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと。

※ P52 インクルージョン

「包容、包み込む」ことを意味する語であり、教育及び福祉の分野では、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念を指す語として用いられている。

2. 成果目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労といった課題に対応するため、令和5（2023）年度を目標年度として、次に掲げる7項目について成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を促進するため、障害者支援施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホームや一般住宅等へ移行する人の数に関する目標値を設定します。

目標値の設定については、令和元（2019）年度末時点の施設入所者の8.9%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5（2023）年度末の施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の人数から2.0%以上削減することとしています。

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数(A)	101人	令和2年3月31日の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	9人 (8.9%)	Aのうち、令和6年3月31日までに地域生活へ移行する人の数 ※()はAに占める割合
【目標値】 令和5年度末の施設入所者数	99人 (2.0%)	令和6年3月31日の施設入所者数 ※()はAからの削減率

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障害のある人が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関が情報を共有し、連携して支援を行う地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置します。

項目	数値	考え方
関係機関による協議の開催回数	2回	令和5年度における開催回数
関係機関による協議への参加者数	15人以上	令和5年度における参加者数
目標設定及び評価の実施回数	1回	関係機関による協議の場における令和5年度の評価の実施回数

(3) 地域生活支援拠点※の機能の充実

平成30(2018)年度に有田町と共同で整備した「伊万里・有田地域障害者地域生活支援拠点」について、さらなる機能充実を図るため、運用状況の検証と検討を行います。

項目	数値	考え方
地域生活拠点等の機能の充実	年1回	運用状況の検証及び検討の実施回数

語句の説明

※ P55 地域生活支援拠点

障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、常時の相談体制や緊急見の受け入れ、専門的人材の確保等の機能を備え、障害のある人の地域生活を支える体制のこと。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

令和 5（2023）年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

また、一般就労後の職場定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に係る目標値も設定します。

福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数 値	考 え 方
令和元年度の年間一般就労移行者	9 人	令和元年度中に、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行した人の数
【目標値】 ※()は令和元年度実績比	12 人 (1.33 倍)	令和 5 年度中に、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人の数
	7 人 (1.4 倍)	上記のうち、就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数
	3 人 (1.5 倍)	上記のうち、就労継続支援 A 型事業を利用し、一般就労に移行する人の数
	2 人 (1.0 倍)	上記のうち、就労継続支援 B 型事業を利用し、一般就労に移行する人の数

就労定着支援事業の利用者数

項目	数 値	考 え 方
令和 5 年度に就労移行支援事業等を利用する一般就労移行者	12 人	令和 5 年度中に、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人の数
令和 5 年度に就労移行支援事業等を利用する一般就労者数のうち、就労定着支援事業の利用者	9 人 (75%)	上記のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数 値	考 え 方
令和 5 年度の就労定着支援事業所数	1 カ所	令和 5 年度において就労定着支援を提供する事業所数
【目標値】 就労定着率 8 割以上の事業所数	1 カ所 (100%)	上記のうち、令和 5 年度中の就労定着率が 8 割以上の事業所数

(5) 障害のある児童への支援の提供体制の整備等

障害のある児童の健やかな育成と発達支援を図るため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所、重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保に努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関による協議の場を持つとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	設置に向けた検討	佐賀県西部障害保健福祉圏域において、児童発達支援センターを設置するための方策を検討する
保育所等訪問支援の体制構築	1カ所	令和6年3月31日における保育所等訪問支援事業所数
重症心身障害児等への支援	2事業所	令和6年3月31日における、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援のための協議	年1回	自立支援協議会の障害児等支援部会における協議回数
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上	令和6年3月31日における医療的ケア児コーディネーター養成講座を受講した職員の配置数
ペアレントプログラム等の受講者数	10人以上	令和5年度において市内で実施される支援プログラム等の受講者数
ペアレントメンターの人数	1人以上	令和5年度までにペアレントメンター養成研修を修了した人数
ピアサポート活動への参加人数	2人以上	令和5年度における参加人数

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制のさらなる充実、強化を図るため、国の基本指針においては、令和5（2023）年度末までに総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めることとされています。

伊万里市では既に基幹相談支援センターを設置しているとともに、当該センターが地域生活支援拠点としての機能の一部も担っていることから、今後も基幹相談支援センターと連携し、総合的な相談対応や人材育成、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所間のネットワークづくり等の充実に努めます。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1カ所	令和6年3月31日の基幹相談支援センターの数
地域の相談支援事業所間の連携強化	年2回	自立支援協議会の相談支援部会における協議回数

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

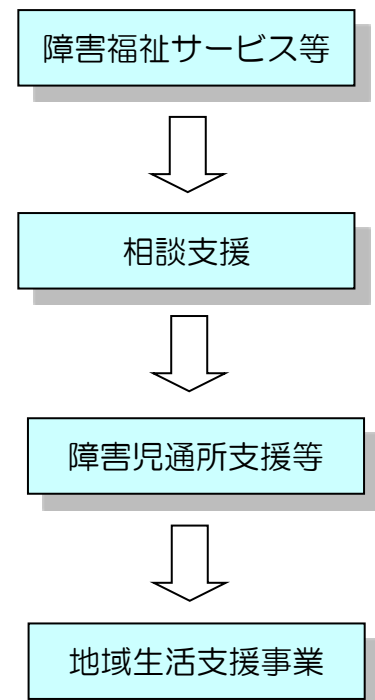
障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入していることから、国の基本指針においては、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人にとって真に必要なとされる障害福祉サービスが提供されているかを検証することが求められています。

このため、佐賀県や障害福祉サービス事業所と連携し、指導監査を通じた障害福祉サービス等の質の向上に取り組めます。

項目	数値	考え方
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	1人	令和5年度に、県が主催する障害福祉サービス事業者等集団指導に参加した職員数
指導監査結果の共有	4人	令和5年度に、障害福祉サービス事業所への指導監査に参加した職員の延べ人数
指導監査結果の共有	1人	県が主催する指導監査連絡会議に参加した職員数

第3章 障害福祉サービス等の必要な量 の見込みと確保のための方策

◆この章は次のような流れで記述しています。



第3章 障害福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

第2章で定めた成果目標を達成するために、障害福祉サービス等の必要な量を見込むとともに、その確保のための方策を定めます。

1. 障害福祉サービス（訪問系サービス）

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害で常時介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事の等介護や、外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障害により一人での移動が困難な人に、外出時の移動支援や、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により一人での行動が困難な人に、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

(2) サービスの見込量

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、令和2（2020）年度までの実績を踏まえ、利用者数や利用量の伸び等を勘案し、利用者数とサービス量を見込みます。

重度障害者等包括支援については利用の実績がなく、実施する事業所も限られていることから、令和2（2020）年度と同量を見込んでいます。

月間の訪問系サービス利用者数と利用量

サービス種類		第5期計画			第6期計画			
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5	
居宅介護	利用者数	見込	—	—	—	95	105	116
		実績	66	69	86			
	サービス量	見込	1,173	1,225	1,278	932	935	938
		実績	1,147	1,098	929			
重度訪問介護	利用者数	見込	0	0	0	1	1	1
		実績	1	1	1			
	サービス量	見込	0	0	0	744	744	744
		実績	481	589	657			
同行援護	利用者数	見込	—	—	—	10	10	10
		実績	11	12	11			
	サービス量	見込	179	179	179	84	77	72
		実績	139	125	91			
行動援護	利用者数	見込	—	—	—	3	2	2
		実績	3	2	3			
	サービス量	見込	52	52	52	11	9	8
		実績	16	17	14			
重度障害者等包括支援	利用者数	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

※ サービス量の単位は、時間分（月間の総利用時間）

(3) 見込量確保のための方策

地域移行の推進に伴い訪問系サービスのさらなる利用増が見込まれるため、今後も引き続き、障害のある人が必要とするサービスを安定的に提供できるよう、人材と事業所の確保に努めます。

2. 障害福祉サービス（日中活動系サービス）

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者が、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能と生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害者又は精神障害者が、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （B型）	一般企業等での就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人が職場に定着できるよう、職場を訪問しての指導や助言、関係者との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気や休養などにより介護ができない場合に、短期間、施設に入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

(2) サービスの見込量

生活介護については、令和2(2020)年度までの実績を踏まえ、市内におけるグループホームの増加に伴う利用者の増加を勘案して、利用者数とサービス量を見込みます。

自立訓練(機能訓練)は、事業所が県内に2か所しかなく、遠方で利用の見込みが少ないため、令和元(2019)年度と同量を見込みます。自立訓練(生活訓練)についても市内には事業所がありませんが、令和2(2020)年度までの実績から利用量を見込んでいます。

就労移行支援及び就労継続支援については、令和2(2020)年度までの実績を踏まえて利用量を見込むとともに、就労定着支援については、就労移行支援を通じて一般就労に移行した人のうち、75%以上が利用することを見込んでいます。

療養介護及び短期入所については、利用が増加しており、令和2(2020)年度までの実績から利用量等を見込んでいます。

月間の日中活動系サービス利用者数と利用量

サービス種類			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
生活介護	利用者数	見込	—	—	—	170	173	176
		実績	166	169	167			
	サービス量	見込	3,218	3,356	3,395	3,262	3,315	3,370
		実績	3,067	3,178	3,209			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	1	1	0			
	サービス量	見込	20	20	20	28	28	28
		実績	27	28	0			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	2	1	0			
	サービス量	見込	90	90	90	16	11	8
		実績	40	22	0			

サービス種類			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
就労移行支援	利用者数	見込	—	—	—	17	18	19
		実績	8	10	16			
	サービス量	見込	385	407	428	195	188	181
		実績	105	163	202			
就労継続支援 (A型)	利用者数	見込	—	—	—	53	57	62
		実績	50	45	49			
	サービス量	見込	926	965	1,003	1,012	1,094	1,184
		実績	953	888	935			
就労継続支援 (B型)	利用者数	見込	—	—	—	205	217	229
		実績	174	185	194			
	サービス量	見込	2,856	2,975	3,094	3,280	3,442	3,613
		実績	2,758	2,940	3,125			
就労定着支援	利用者数	見込	4	5	5	3	6	9
		実績	0	0	0			
療養介護	利用者数	見込	22	22	22	21	21	20
		実績	19	21	21			
短期入所	利用者数	見込	—	—	—	17	16	15
		実績	24	22	18			
	サービス量	見込	408	444	480	171	156	143
		実績	205	191	186			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

※ サービス量の単位は、人日分（月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数）

(3) 見込量を確保するための方策

各サービスの多くは増加傾向にあり、今後も利用増が見込まれることから、安定したサービスの提供体制を確保できるよう、さまざまな事業者の参入の促進に努めます。

特に、就労支援については「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定・公表し、障害者就労施設等からの物品や役務の積極的な調達を図ることで、障害のある人の自立促進に努めます。

3. 障害福祉サービス（居住系サービス）

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
自立生活援助	施設やグループホームから一人暮らしに移行した人に、一定期間、定期的な巡回訪問等による支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、主に夜間、入浴や排せつ、食事の介護等の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

(2) サービスの見込量

自立生活援助については、県内で唯一の事業所が伊万里市にあることから、グループホームから一人暮らしへ移行する人の利用を新たに見込みます。

共同生活援助及び施設入所支援については、現在の利用者数を基に必要な量を見込むとともに、特に共同生活援助については、市内外で施設整備が進んでいることを勘案し、必要な量を見込んでいます。

月間の居住系サービス利用者数

サービス種類		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
自立生活援助	見込	1	1	1	9	12	16
	実績	4	6	7			
精神障害者の自立生活援助	見込	—	—	—	7	9	12
	実績	3	5	5			
共同生活援助	見込	76	82	88	106	120	137
	実績	70	78	93			
精神障害者の共同生活援助	見込	—	—	—	41	47	53
	実績	26	32	33			
施設入所支援	見込	108	107	106	99	99	99
	実績	101	99	100			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

(3) 見込量を確保するための方策

いずれの事業も引き続き高いニーズが想定されますが、特に自立生活援助と共同生活援助については、地域移行の促進に伴いさらなる需用の増加が見込まれることから、多様な事業者の参入を促進するとともに、近隣市町と連携を図りながら必要なサービス量を確保できるよう努めます。

4. 相談支援

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望する人に、その人が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画の作成や見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に、住居の確保や地域生活への移行に関する支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談などの支援を行います。

(2) サービスの見込量

計画相談支援については、令和2(2020)年度までの実績を基に利用者数を見込んでいますが、障害福祉サービス等の提供体制の充実に伴い、利用者数のさらなる増加が見込まれます。

また、地域移行支援及び地域定着支援についても令和2(2020)年度までの実績を基に今後の利用者数を見込んでいますが、地域生活への移行と定着を支援する観点からも、利用者の増加が見込まれます。

月間の相談支援利用者数

サービス種類		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
計画相談支援	見込	106	112	118	157	174	194
	実績	100	124	141			
地域移行支援	見込	4	2	2	4	6	9
	実績	1	2	3			
精神障害者の地域移行支援	見込	—	—	—	4	6	9
	実績	1	2	3			

サービス種類		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
地域定着支援	見込	13	17	21	7	8	9
	実績	9	7	7			
精神障害者の地域定着支援	見込	—	—	—	4	5	5
	実績	5	4	4			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

(3) 見込量を確保するための方策

計画相談支援については、障害福祉サービス等を利用する人の増加に伴い、一人あたりの相談支援専門員が抱える件数が多くなっていることから、セルフプランの適切な活用も視野に入れつつ、指定特定相談支援事業所の指定を促進し、必要な事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、一般相談支援事業所の新規参入を促進するほか、指定特定相談支援事業所に対し指定一般相談支援事業所としての認可を受けた上で機能を拡充されるよう働きかけ、事業所と人材の確保に努めます。

5. 障害児通所支援及び障害児相談支援

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	療育が必要な未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障害がある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のために必要な支援を行います。また施設の従業員に対する支援方法の指導などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、通所支援開始後は事業者との連絡調整や計画の見直し等を行います。

(2) サービスの見込量

児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援については、利用者が急激に増加しており、令和2（2020）年度までの実績と今後の伸びを勘案してサービス量を見込んでいます。

医療型児童発達支援については県内に事業所がないことから、令和2（2020）年度以降も利用がないものと見込んでいます。

また、以前は利用者がなかった保育所等訪問支援については、市内外で事業所が開設されたことから、徐々に利用が進んでいくことを勘案してサービス量を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援については、利用実績がなく県内の事業所数も限られていることから、令和2（2020）年度と同量を見込んでいます。

月間の障害児通所支援、障害児相談支援の利用者数と利用量

サービス種類		第5期計画			第6期計画			
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5	
児童発達支援	利用児童数	見込	—	—	—	59	63	67
		実績	48	57	55			
	サービス量	見込	365	390	415	439	500	569
		実績	298	414	386			
医療型児童発達支援	利用児童数	見込	—	—	—	0	0	0
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用児童数	見込	—	—	—	107	118	131
		実績	78	74	96			
	サービス量	見込	445	470	496	1,273	1,582	1,966
		実績	663	803	1,024			
保育所等訪問支援	利用児童数	見込	—	—	—	1	1	2
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	0	0	0	4	2	4
		実績	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	見込	—	—	—	0	0	0
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	5	5	5	0	0	0
		実績	0	0	0			
障害児相談支援 〔人/月〕	利用児童数	見込	36	39	42	49	54	59
	実績	36	38	44				

※ サービス量の単位は、人日分（「月間の利用人数」×「1人あたりの月平均利用日数」）

(3) 見込量を確保するための方策

障害児通所支援の利用が急激に増加する一方で、市内の障害児相談支援事業所は、ここ数年、新規の参入がなく不足している状況となっています。このため、障害児相談支援に関わる人材や事業所の確保に努めるとともに、セルフプランも活用する必要があります。

6. 地域生活支援事業（必須事業）

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人への理解を深めるため、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用と認められる人で、補助を受けなければ制度利用が困難な人に、経費の助成や必要な援助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備や法人後見の活動支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚や言語機能、音声機能、視覚などの障害で意思疎通が困難な人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人や難病患者に、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	障害により屋外での移動が困難な人に対し、社会参加等のための外出支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を開催します。

サービス種類	サービス内容
地域活動支援センター機能強化事業	在宅の障害のある人に、創作的活動や生産活動、交流の場を提供し、地域での生活を支援します。

(2) サービスの見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用しながら、佐賀県障害者月間や障害者雇用支援月間などの機会をとらえ広報活動等を行います。

HP や広報を活用した障害への理解を啓発する記事掲載等

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進 研修・啓発 事業	見込	—	—	—	1回以上	1回以上	1回以上
	実績	実施	実施	実施			

② 自発的活動支援事業

これまで未実施の事業であることから、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みの促進に向けた検討を行います。

自発的活動支援事業の実施の有無

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自発的活動 支援事業	見込	—	—	—	検討	検討	検討
	実績	未実施	未実施	未実施			

③ 相談支援事業

伊万里市が属する佐賀県西部障害保健福祉圏域において、有田町と共同で「伊万里・有田障害者生活支援センター」を設置し、障害のある人やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援事業を実施します。

また、本圏域における相談支援体制の充実を図るため、伊万里・有田障害者生活支援センターに専門的職員を配置し、一般的な相談支援に加え、地域の相談支援事業所へ専門的な指導、助言を行うなど、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援事業所としての機能を備えることとし、より効果的な相談支援事業の実施を図ります。

今後、地域生活への移行をさらに促進していくことを考慮すると、引き続き高いニーズがあると想定されますが、近年の相談件数の推移を勘案し、相談件数はやや減少で推移することを見込みます。

相談支援事業サービス見込量

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
障害者相談支援実施箇所数	見込	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			
一月あたり相談支援件数	見込	534	563	592	390	381	372
	実績	566	353	399			

※各年度月平均の件数

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある人で、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対し経費の助成や必要な支援を行い、権利擁護を図ります。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の基本理念を踏まえつつ、令和2(2020)年度までの実績を勘案し、毎年度1人程度の制度利用者があることを見込んでいます。

年間の成年後見制度利用者数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
成年後見 制度支援 事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するため、高齢者福祉部門の関係機関と連携し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援に向けた検討を行います。

成年後見制度法人後見支援事業の実施の有無

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見 制度法人 後見支援 事業	見込	—	—	—	検討	検討	検討
	実績	未実施	未実施	未実施			

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚などに障害があるため意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑な意思疎通を支援します。令和2(2020)年度までの実績を勘案し、今後見込まれる派遣回数を見込んでいます。

また、市役所の窓口において、さまざまな行政手続き等を支援するため手話通訳専門員を配置します。

年間の手話通訳者・要約筆記者の派遣回数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
意思疎通 支援事業	見込	38	38	38	38	38	37
	実績	42	46	39			

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るため、在宅の重度の障害のある人に、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与します。

令和2(2020)年度までの実績を踏まえ、用具の種別ごとに今後の給付量を見込んでいます。

年間の日常生活用具給付件数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	見込	—	—	—	5	5	6
	実績	3	12	5			
自立生活支援用具	見込	—	—	—	3	3	2
	実績	5	11	4			
在宅療養等支援用具	見込	—	—	—	7	7	8
	実績	5	12	7			
情報・意思疎通支援用具	見込	—	—	—	7	7	6
	実績	17	8	1			
排せつ管理支援用具	見込	—	—	—	478	512	547
	実績	403	429	447			
住宅改修	見込	—	—	—	3	3	3
	実績	1	4	3			

※交付券の枚数を件数とする。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の際の移動を支援し、社会参加を促進します。

令和2(2020)年度までの実績を勘案し、利用者数と利用時間が増加することを見込んで今後のサービス量を定めます。

移動支援事業サービス見込量

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
実利用者数	見込	—	—	—	28	31	33
	実績	22	30	26			
延利用時間	見込	—	—	—	1,687	2,307	3,155
	実績	660	681	1,234			

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成し、人材の確保に努めます。

令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手話奉仕員の養成研修を実施していないことから、令和元(2019)年までの実績から修了者の人数を見込みます。

手話奉仕員養成研修 年間の修了者数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
養成研修修了者	見込	15	15	15	10	10	10
	実績	6	9	—			

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

現在、市内において地域活動支援センターは設置されておらず、また、計画期間内における具体的な設置計画はありません。

地域活動支援センター実施箇所数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	見込	—	—	—	0	0	0
	実績	0	0	0			

(3) 見込量を確保するための方策

地域生活支援事業については、実施が義務付けられている必須事業と、市町村が地域の実態に応じて実施する任意事業があります。

このうち必須事業については、伊万里市では県内他市町に先駆けて基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業の充実に取り組んできましたが、障害の多様化やニーズの増加に伴い、包括的な相談支援の重要性が高まっていることから、相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業全般のサービス水準を確保していくとともに、未実施となっている必須事業の実施に向け、関係機関と連携をとりながら検討を行います。

7. 地域生活支援事業（任意事業）

(1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害のある人の日中における活動の場を提供します。
文化講座開催等事業	文化祭等の開催支援を通じて、障害のある人の芸術・文化活動の振興に必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳などの方法により広報等の必要度の高い情報を定期的に提供する事業を支援します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) サービスの見込量

① 福祉ホーム事業

福祉ホームを運営する社会福祉法人等に対し、伊万里市福祉ホーム事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付することで、福祉ホームの円滑な運営を支援します。新たな施設の設置計画の見込みはないため、令和2（2020）年度と同量を見込みます。

月間の福祉ホーム事業利用者数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉ホーム事業	見込	11	11	11	1	1	1
	実績	10	7	1			

② 訪問入浴サービス事業

施設への通所が困難などの事情により、この事業を利用しなければ入浴ができない人を対象とするサービスです。サービス向上のため平成29（2017）年度から利用回数の上限を増やしたこともあり利用回数は増加しており、今後も引き続き高い必要性が認められる事業であるため、令和2（2020）年度までの実績を踏まえて、今後のサービス見込量を見込んでいます。

月間の訪問入浴サービス事業利用回数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	見込	18	18	18	21	22	24
	実績	17	15	19			

※各年度月平均

③ 日中一時支援事業

障害のある人に日中の活動の場を提供し、介護者である家族の就労支援や一時的な休息を確保する事業です。

利用量は横ばいで推移していましたが、令和 2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため事業を実施しない事業者が複数あったことから、利用量が一時的に落ち込んでいます。

しかしながら、今後も高いニーズが想定される事業であることから、令和元（2019）年度までの実績を踏まえて、今後の利用回数を見込みます。

月間の日中一時支援事業利用回数

区分		第 5 期計画			第 6 期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
日中一時 支援事業	見込	76	76	76	68	65	61
	実績	56	71	20			

④ 芸術文化活動振興事業

絵画や書道などの作品展や、さまざまなステージ発表を行う「伊万里市ふれあい障害者文化祭」の開催支援等を通じて、障害のある人の芸術、文化活動を支援します。

令和 2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催が見送られたことから、今後の活動の見込量としては、令和元（2019）年度までの実績を踏まえて出展者数を見込んでいます。

伊万里市ふれあい障害者文化祭出展者数

区分		第 5 期計画			第 6 期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
芸術・文化 講座開催 等事業	見込	457	457	457	412	422	433
	実績	458	402	—			

⑤ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害などにより文字による情報入手が困難な人に向け、点訳、音声訳した市の広報紙を発行します。

点訳や音声訳を担うことができる人材、団体は減少していますが、市政情報のアクセシビリティを確保するために必要な事業であることから、市内外の関係機関の協力を得ながら発行の維持に努めます。

点字・声の広報等の発行回数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
点字・声の広報等発行事業	見込	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
	実績	年12回	年12回	年12回			

⑥ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。自動車の運転が可能となることで、社会参加を促進することを目的としており、安定的なニーズがある事業です。

令和2(2020)年度までの実績を踏まえて、今後の助成件数を見込んでいます。

自動車運転免許取得・改造助成事業 助成件数

区分		第5期計画			第6期計画		
		H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
運転免許取得	見込	3	3	3	6	6	7
	実績	5	5	5			
自動車改造	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	0	1	1			

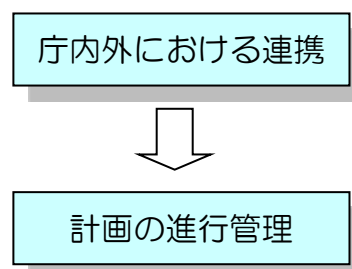
(3) 見込量を確保するための方策

地域生活支援事業の任意事業は、障害のある人の日常生活を支えるために市町村の裁量により実施するものであり、障害福祉サービスや障害児通所支援等と組み合わせた効果的な支援ができるよう、相談支援専門員をはじめ各関係機関と連携して取り組みます。

また、事業内容について、ホームページ等を通じた周知、広報を行い利用促進を図るとともに、障害のある人の地域移行に伴うニーズの増加に対応できるよう、既存のサービス水準の維持に努めるとともに、多様な事業者の参入を促進します。

第4章 計画の推進体制

◆この章は次のような流れで記述しています。



第4章 計画の推進体制

1. 庁内外における連携

精神に障害がある人や医療的ケア児への支援について、さまざまな分野の関係機関が連携しての協議の場の設置が求められているように、障害福祉に関する課題の複雑、多様化に伴い、障害福祉分野だけでは解決を図ることが困難なケースが増加しています。

このため、本計画に基づき、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等を確保し、適切に提供することができるよう、庁内関連部局はもとより、関係機関との横断的な連携を強化します。

2. 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2では、市町村障害福祉計画に定める事項については分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や、その他の必要な措置を講じることとされています。

本計画の着実な進捗を図るため、本計画に規定する成果目標については、年に1回その実績を把握し、その時点における国や県の動向等を踏まえ、必要があると認められるときには計画内容の見直し等を行います。

資料編

伊万里市障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく伊万里市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく伊万里市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく伊万里市障害児福祉計画（以下「計画等」という。）を策定するため、伊万里市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画等の策定に関し必要な審議を行い、計画原案を市長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体等から選出された者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、公募に応募した市民で構成する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループ員の互選により決定する。

(リーダー及びサブリーダー)

第7条 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

2 リーダーは、会議の結果を委員長に報告しなければならない。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員及びワーキンググループ員の任期は、委員会が第2条の規定に基づく提案を行った日までとする。

(庶務)

第9条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に

関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(伊万里市障害者長期行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 伊万里市障害者長期行動計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体等
学識経験者	佐賀大学等
行政関係者	伊万里公共職業安定所
行政関係者	伊万里保健福祉事務所
医療関係者	伊万里・有田地区医師会
障害者（身体）	伊万里市身体障害者福祉協会
障害者（知的）	伊万里市手をつなぐ育成会
障害者（精神）	伊万里市精神保健福祉会
障害者	佐賀県自立支援協議会相談支援アドバイザー
障害児	佐賀県立伊万里特別支援学校
福祉全般	伊万里市地域型在宅介護支援センター 特別老人ホーム長生園
福祉全般	伊万里市社会福祉協議会
福祉全般	伊万里市民生委員・児童委員協議会
福祉全般	伊万里市ボランティア連絡協議会
市民一般	伊万里市区長会連合会
市民一般	いまり女性ネットワーク